

COP29速報：パリ協定第6条関連合意

MRI 三菱総合研究所

2024年11月29日

エネルギー・サステナビリティ事業本部

本日のトピック

1. COPにおける議論の全体像
2. 6条に関わる主な決定事項
3. サイドイベントにおける様々な声
4. 今後の展望

1. COPにおける議論の全体像

1. COPにおける議論の全体像

気候変動の国際交渉の経緯

- パリ協定は2020年以降、途上国を含む全ての締約国が削減目標を掲げる仕組み

気候変動枠組み条約 (UNFCCC)

- 1992:採択
- 1994:発効

パリ協定(2020~)

- 2015:採択
- 2016:発効
- 2021:原則ルールメイク

京都議定書(2008-2020)

- 1997:採択
- 2001:細則決定
- 2005:発効

1. COPにおける議論の全体像

COPは主に交渉とサイドイベントから構成される

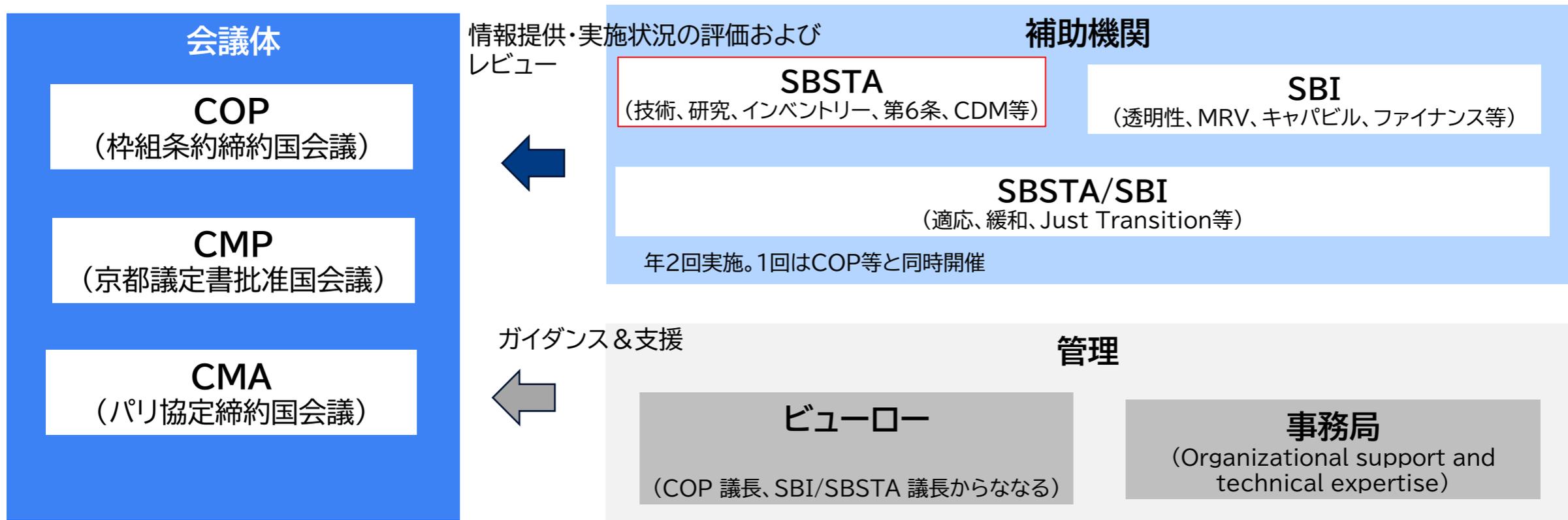
- 主に政府代表が参加する交渉
 - 登録したNGO等の一部の交渉にオブザーバとして参加が可能
 - 交渉官は昼夜交渉セッションへでの議論に追われる
- サイドイベントは官民の取組や民間の技術をアピールする場
 - 「パビリオン」は情報交換・商談の場



1. COPにおける議論の全体像

交渉を担う主な機関

● 6条はSBSTAで議論



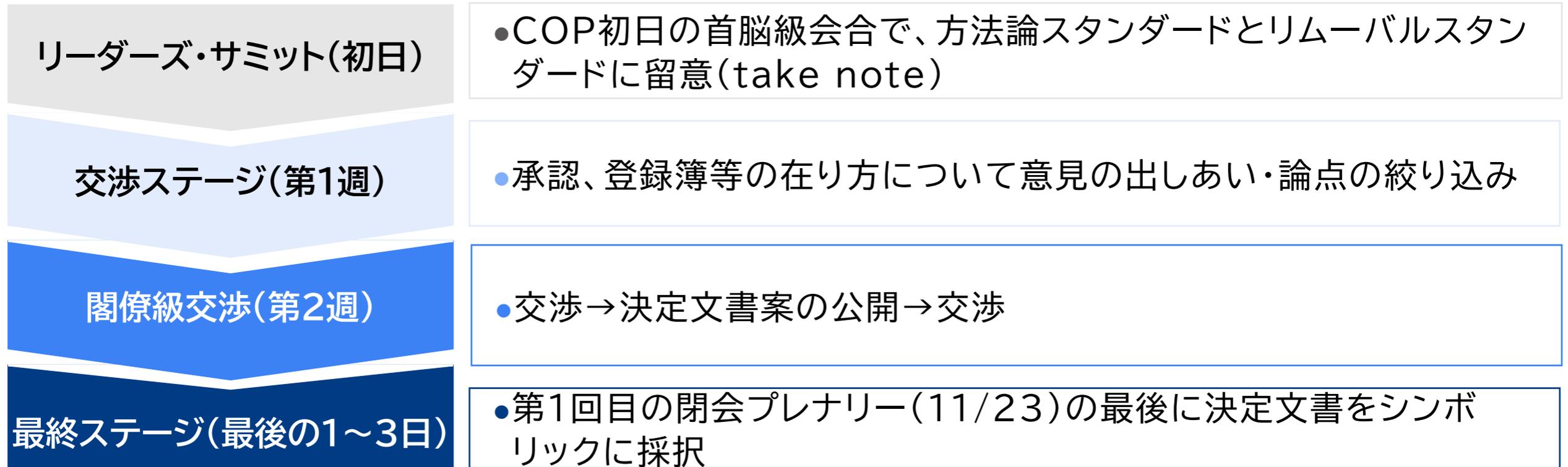
出所: UNFCCC, Governing and subsidiary bodies, <https://unfccc.int/process-and-meetings/bodies/governing-and-subsidiary-bodies> (2024年11月25日閲覧)

1. COPにおける議論の全体像

COP29での交渉の流れ

- 初日から6条が目玉となる兆し。約10年に及ぶ交渉が集結し、6条は実施へと進む

【例】COP29における6条の議論

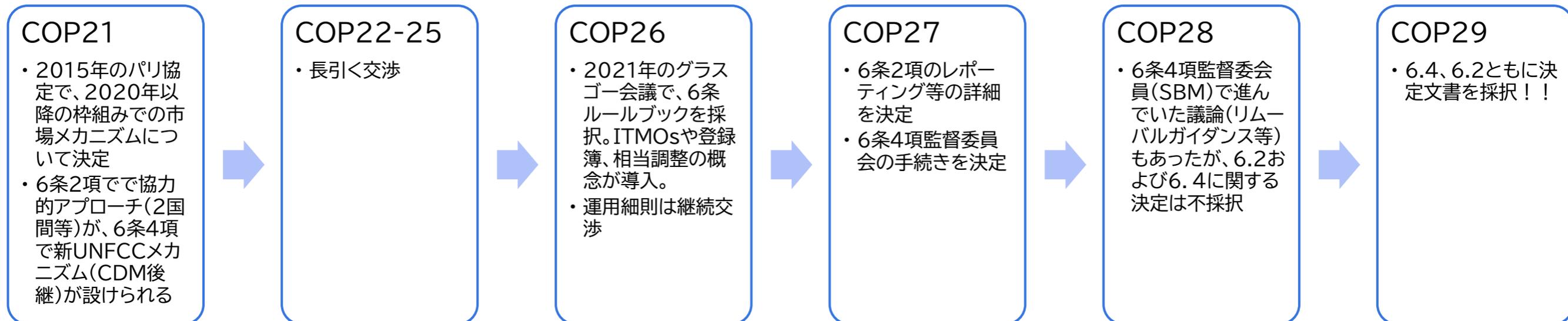


2.6条に関わる主な決定事項

2. 6条に関わる主な決定事項

背景①：パリ協定第6条のこれまでの交渉経緯

- 約10年に及ぶ交渉がようやく妥結
- 6条4項では方法論およびプロジェクトの承認が、6条2項ではクレジットの取引が実現することとなる

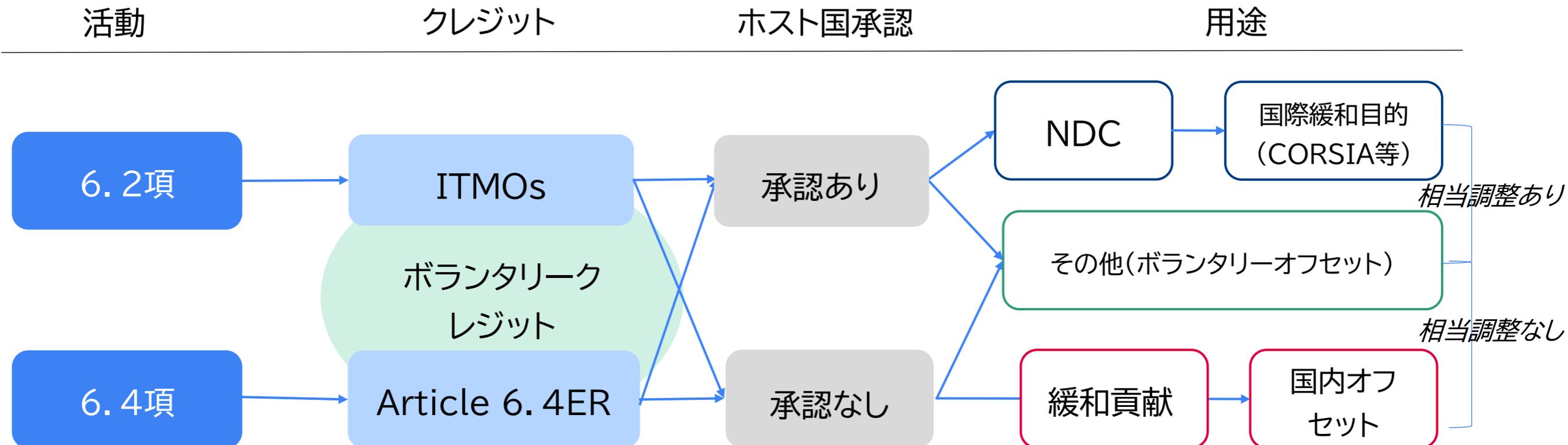


出所) UNFCCC各種資料からMRI作成

2. 6条に関わる主な決定事項

背景②: 6条クレジットとは

- 6条に基づくクレジットは様々な用途に利用可能



出所: UNFCCC, 2/CMA.3, Guidance on cooperative approaches referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement, <https://unfccc.int/decisions?f%5B0%5D=session%3A4305> (2024年11月25日閲覧)等に基づきMRI作成

2. 6条に関わる主な決定事項

6条2項の主な決定事項:承認

- 枠組み/ITMOs/参加者の段階的承認、或いは一括承認いずれも可
- 変更(撤回含)はfirst transferの承認時に決められた条件に基づき可能
- NDC目的以外のITMOsのfirst transferは承認、発行、償却いずれも可。ただし、単一の協力的アプローチ内では一致させる
- ITMOs承認時に開示が要請される情報の詳細化(ビンテージ、前提となる法制度等)。相手国・参加組織の名称は明らかな場合(if known)にのみ記入
- 報告内容に不一致(inconsistency)がレビューで指摘された場合、2重計上の回避が義務付けられるが、クレジット発行は妨げられない

一定の柔軟性を確保。国と民間の直接取引が可能か

2. 6条に関わる主な決定事項

6条2項の主な決定事項:登録簿

- 国際登録簿(集中型)と個別登録簿(分散型)の併用
- 国際登録簿は原則データ表示機能のみを有するが、必要に応じてクレジット発行も可能



既存のボランタリークレジット登録簿の利用が可能であることが明確になり、参加国が増えるか

2. 6条に関わる主な決定事項

6条4項の主な決定事項

- SBMが採択した方法論スタンダードに留意(take note)
- SBMが採択したリムーバル活動スタンダードに留意(take note)
- クレジットの事後承認の許容(相当調整等の詳細はSBMが後日ルール化)
- A/R CDMは2025年12月31日まで移管申請が可能



方法論の採択の基礎ができ、PACM(Paris Agreement Crediting Mechanism)は運用段階に移行

2. 6条に関わる主な決定事項

6条4項の主な決定事項:スタンダードの留意

- 方法論スタンダード
 - Downward adjustment of baselineの要求
 - 追加性証明は財務分析が中心
- リムーバル活動スタンダード
 - Tech-based CDRとnature-based CDR両方が対象
 - プロジェクトタイプ毎のリスク評価し、回避可能と回避不可能なリバーサルの区別。前者は保険で、後者はバッファークレジットで対応
 - リバーサルリスクが極わずか、或いは十分な是正措置(remediation)が講じられている場合は、ポストクレジット期間のモニタリングの終了申請を出せる

さらなるガイダンスが必要

2. 6条に関わる主な決定事項

6条4項の主な決定事項:SBMへの優先奨励事項

- 以下の項目のスタンダード、ツール、ないしはガイドライン作成に向けた作業を奨励
 - ベースライン関連(Downward adjustment、標準化ベースライン、Suppressed demand)
 - 追加性
 - リーケージ
 - 非永続性およびリバーサル(ポストクレジット期間のモニタリング)
 - リバーサルリスク評価および是正措置

MRIの山口建一郎
参与が方法論専門
家パネルに参加

方法論専門家パネルでの検討課題は膨大にあり、CDMからの移行以外のクレジット発行は早くても2026年か

3. サイドイベントにおける様々な声

3. サイドイベントにおける様々な声

6条4項関連の意見

- 2つのスタンダードは幾度もステークホルダーコンサルテーションを実施した結果のもの。詳細が不十分なところもあるが、現時点で合意できる最善の内容(SBMメンバー)
- ベースラインのDownward adjustmentは不確実性が高くビジネス界に懸念されている(IETA)
- 需要は目標に依存する。Downward adjustmentに取り組むことで、クレジットの十全性とともにも需要も高まるのではないかと(NGO)



3. サイドイベントにおける様々な声

6条2項関連の意見

- 途上国側のセットアップにかかる時間や労力を考慮してサポートを希望(途上国)
- クレジットの品質基準の重要性(先進国)
- 需要側の喚起の重要性(民間セクター)
- LDCを含む多くの途上国がカーボンファイナンスの恩恵を受けるには質の高いレジストリ制度が必要(民間ボランタリストANDARD)



3. サイドイベントにおける様々な声

ボランタリークレジット関連の意見

- カーボンクレジットは国の競争力維持に必須（中東政府）
- 需要関係にはAwareness raisingが不可欠（多国籍企業）
- 現在のカーボンマーケットは地域ごとにルールが異なる。標準化が求められる（多国籍企業）
- 需要のアグリゲーションも有効（多国籍企業）
- 地域の特性を踏まえつつ規模の経済を確立する必要がある（研究機関）
- テックCDRはコスト削減が必須（金融機関）



3. サイドイベントにおける様々な声

その他: 主な動き

- サウジアラビアが同国初のボランタリークレジット取引所を開設し、COP29のタイミングで発表
- 二国間合意に関する発表
 - シンガポールとペルーがパリ協定第6条2項の協力に関する合意文書を締結
 - シンガポールとザンビアがパリ協定第6条2項の協力に関する合意文書を締結
 - 日本とインドネシアが二国間クレジット制度に関する相互認証に合意

4. 今後の見通し

4. 今後の見通し

供給側ルールの明確化と需要側の促進がカギ

- パリ協定第6条はシンボリックな局面に達し、運用段階に移行。しかしながら、制度整備は終わっておらず、さらなるガイダンスが必要
- First transferの定義に柔軟性が確保された一方で明確性に欠け、相当調整を伴うCORSIA順守目的のクレジット取引は今しばらく手探りの状況が続くと思料
- ボランタリー市場は6条においても一定の位置を獲得し、6条関連メカニズムとボランタリー市場は一定の融合が進むと推測
- 他方、クレジット需要喚起はクレジット市場全般において道半ば。各地で進展するカーボンプライシング制度と一体化した制度整備が必要
- 引き続きルールの共通化、Awareness raising等を通じて成功事例を積み上げていく必要がある



その知と歩もう。

MRI 三菱総合研究所